

「育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金」 よくあるお問い合わせ

No	質問	回答
1	事業所の移転等により、申請書類として必要な「雇用保険適用事業所設置届（事業主控）」と「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の事業所番号が異なるが、事業所番号が同一である必要があるか。	そのとおりです。事業所移転等により番号が異なる場合は、移転前の「雇用保険適用事業所設置届（事業主控）」もご提出いただくか、もしくは、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の再発行を行うなど、事業所番号を揃えるようにしてください。
2	改姓により、申請書類として必要な「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」と「労働契約書または労働条件通知書」の氏名が異なる従業員がいるが、同一人物であることを証明する書類の提出が必要か。	そのとおりです。改姓前後の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写しをそれぞれご提出いただくか、もしくは、代表印付きで同一人物であることの証明（任意様式）をご提出いただくかのご対応お願いいたします。
3	申請書類の中に従業員2名分の労働契約書または労働条件通知書の提出が必要とされているが、申請時時点の労働条件が示されているものを提出すれば良いか。	申請時点で、都内に勤務する常時雇用の労働者が6か月以上継続して雇用されていることを確認できる書面が必要です。申請時以前、6か月以上継続雇用されていることを確認するために、継続（更新）された労働契約書または労働条件通知書が必要な場合は、二枚以上いただきます。なお、労働契約書、労働条件通知書は、事業主、労働者の押印のある原本の写し（労働条件通知書は事業主の押印）を提出してください。
4	実績報告書はいつまでに都に提出したらよいか。	第1回申請企業の提出期限は「9月15日」、第2回申請企業の提出期限は「10月15日」、第3回申請企業の提出期限は「11月15日」、第4回申請企業の提出期限は「12月15日」、第5回申請企業の提出期限は「令和4年1月14日」、第6回申請企業の提出期限は「令和4年2月15日」、第7回申請企業の提出期限は「令和4年3月15日」です。実績報告の際、一度提出された書類の修正や差替はできません。不足書類がある場合は奨励金対象外となります。
5	交付申請の際、委任状を提出している。担当者が業務多忙により対応ができないので、提出書類についての都からの問い合わせや追加書類提出の際は、委任状の代理人と都でやり取りしてもらうことは可能か。	都と委任状の代理人の方との間で、提出書類の内容に関して直接やり取りすることはいたしません。委任状の代理人の方は、書類提出を行うことは可能ですが、提出書類等の内容に関する都からの確認・問い合わせは、申請企業の担当者に対応していただきます。

6	<p>ジョブリターン制度の対象者として、条件を付す予定であるが、どの程度の条件までであれば、本事業の趣旨に合致するか。</p>	<p>募集要項（申請の手引き4ページ）の記載をご確認ください。</p> <p>対象者を著しく限定する場合は奨励対象外となる可能性がありますので、募集要項に記載されている事項以外の条件を付すことを検討している場合は個別にお問い合わせください。</p>
7	<p>ジョブリターン制度を整備するにあたって、当社では就業規則本則ではなく、別規程を設けて対応する予定である。この場合、実績報告の提出書類はジョブリターン制度を定めた別規程のみでよいか。</p>	<p>改正後の就業規則等を全文提出してください。その際、＜新旧対照表＞と＜労働基準監督署の受付印が押印された部分＞も添付してください。別規程を設けて対応したとしても、就業規則本則に「・・・については別に定める〇〇規程を適用する」等の委任規定を設けているはずですので、本則のほうも労基署への届出・都への提出が必要です。</p>
8	<p>就業規則の付則について、どのように記載すればよいか。また、付則において、規程施行日の履歴を削除してよいか。</p>	<p>規程施行日を記載してください。また、規程施行日の履歴は削除しないでください。</p> <p>これらの記載がないと、今回の奨励事業実施期間に整備されたものか判断できません。募集要項（申請の手引き4ページ）にも記載があります。</p>
9	<p>就業規則の改正は奨励事業実施期間内に行ったが、労働基準監督署への届出も奨励事業実施期間内に実施する必要があるか。</p>	<p>労働基準監督署への届出も、定められた奨励事業実施期間内に行っていただくことが必要です。</p> <p>奨励事業実施期間を過ぎてから届出した場合、奨励金支給対象外となります。</p>
10	<p>変更・撤回・中止にあたり、「各事象（事由）発生後、速やかにご提出ください。」とあるが、「速やかに」とは具体的にどの程度の期間を指しているのか。</p>	<p>ジョブリターン制度整備事業における「速やかに」の期間は、10日以内とします。</p>